

福島県パートナーシップ制度と連携して利用できる・しやすくなる行政サービス

市町村名	No.	制度・サービス名	内容	受理証明書等の提示等		問い合わせ先		備考
				必要	不要	担当課	電話番号	
富岡町	1	町営住宅への入居	同居できる対象にパートナーも含めることができます。	○		総務課	0240-22-9006	★
富岡町	2	住民票及び記載事項証明書の交付	同一世帯の場合、委任状なしで、住民票及び記載事項証明書の交付ができます。(戸籍証明の場合は委任状が必要となります。)		○	住民課	0240-22-9000	★
富岡町	3	住民票の続柄の変更	住民登録が同一世帯の場合、住民票に記載されている続柄を「縁故者」または「同居人」から選択できます。	○		住民課	0240-22-9000	★
富岡町	4	母子健康手帳の交付申請	家族による代理手続と同様にパートナーも申請、受領することができます。	○		福祉課	0240-22-9001	★
富岡町	5	税の各種証明書	同一世帯の場合、税証明書の交付申請ができます。	○		税務課	0240-22-9002	★
富岡町	6	罹災証明書の交付申請	同一世帯の場合、罹災証明書の交付申請ができます。	○		税務課	0240-22-9002	★
富岡町	7	犯罪被害者等支援	犯罪被害者の遺族に対する見舞金・転居費用助成金等がパートナーも給付対象者となります。	○		安全対策課	0240-22-9004	★
富岡町	8	こども園・放課後児童クラブの申込	保護者として申請することができます。	○		教育総務課	0240-23-7555	★
富岡町	9	児童の送迎	保護者として引渡しができます。	○		教育総務課	0240-23-7555	★
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							

※ 備考欄の「★」は、これまでも利用できたサービスです。